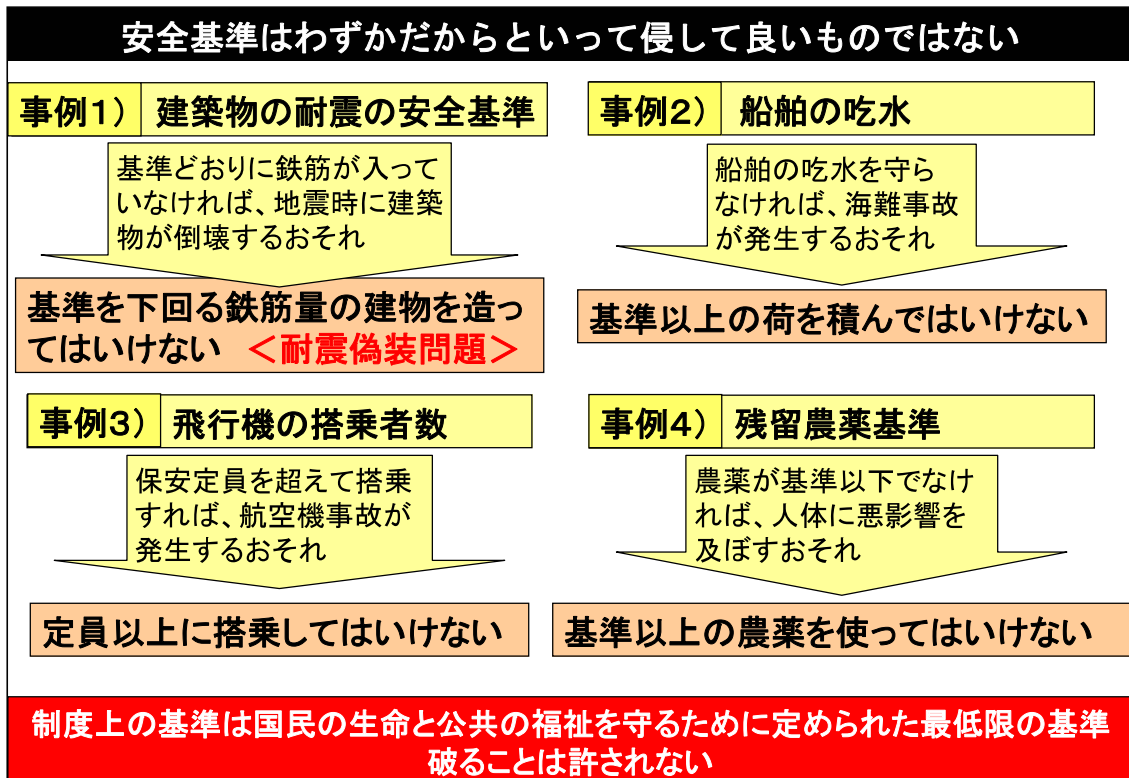


質問 6-1 「計画高水位は、人の命や財産の保護のための安全基準であり、建物の耐震基準や原子力・航空機などの安全基準と同様にわずかでも侵してはならない。」と説明されていますが、この根拠はどこに示されているのでしょうか。また、計画高水位は1cmでも超過しないようにすべきと説明されていますが、計画高水位を超える洪水は起こり得ます。この場合、何も対応しなくてもよいのでしょうか。

(回答)

- 河川法第 16 条に基づき河川管理者は河川整備基本方針(以下、基本方針と言う。)を定めることとなっており、河川法施行令第 10 条の 2 では、基本方針に計画高水流量と計画高水位を定めなければならないとされています。また、河川管理施設等構造令第 18 条では、堤防の構造の原則として、計画高水位以下の水位の流水の通常的作用に対して安全な構造とすることとされています。
- 計画高水位は、安全についての信頼性を損なうことのない高さに設定するものであり、河川整備計画を作成するにあたって目標とする洪水流量を安全に流下させるための対策について、計画高水位を超えることを前提とした計画は有り得ません。また、耐震設計基準等、世の中の安全基準は、すべて安全性を損なうことのない範囲で設定されています。



- 現実に、整備の途中段階で計画の目標とする洪水が流れる場合や、整備終了後も平均の水位が計画高水位を超える場合は、計画高水位を超える洪水が起こり得るので、洪水を川の中で安全に流すことと堤防をねばり強くする堤防強化の両方を計画的に進めていく必要があります。また、このような洪水に対応するためにも、ハード整備にあわせて、危機管理体制の構築ということで、ソフト施策に取り組んでいます。

(関連資料)

- 平成20年4月22日 第77回淀川水系流域委員会 審議参考資料1-2  
<http://www.yodoriver.org/kaigi/iin/index20.html#77th>
- 平成20年5月13日 第78回淀川水系流域委員会 審議資料1-1-1  
<http://www.yodoriver.org/kaigi/iin/index20.html#78th>

※本質問は、平成20年8月25日に開催された滋賀県議会「琵琶湖淀川水系問題対策特別委員会」において、滋賀県から寄せられた質問に対して近畿地方整備局から回答した内容を中心に整理したものです。なお、現在は時点更新も含め内容を精査しており、最新の情報ではない場合があります。